



埼玉県

＜報道発表資料＞

埼玉県選挙管理委員会

石島・中島

直通 048-830-2695

内線 2694

E-mail: a2695@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー: 県政一般

令和7年12月8日

宮代町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

令和7年10月5日執行の宮代町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てが令和7年11月27日付けでなされ、本日の委員会で受理することを決定しましたのでお知らせします。

記

1 審査申立て人

横溝 昌一（宮代町長選挙の選挙人）

2 申立ての趣旨

令和7年10月5日執行の宮代町長選挙における当選の効力に関する異議申出に対する宮代町選挙管理委員会の令和7年11月12日付けの決定を取り消すとの裁決を求める。（当選人の当選無効を求める審査の申立て）

3 申立ての主な理由

- 選挙公報がポスティングされたのは令和7年10月4日（土）との情報があり、期日前投票には間に合っていない。
- 選挙公報の配布漏れの確認を宮代町選挙管理委員会が怠った。
- 宮代町選挙管理委員会は選挙公報を公共施設に置いてあると言っているが、選挙があることを知らない町民は見ない。
- 選挙公報を各世帯にポスティングできなかった選挙は公平ではない。
- 過去最低の投票率であった原因は、選挙公報が配布されなかつたことが大きい。

4 裁決の期限

この審査申立てに対する当委員会の裁決は、申立てを受理した日（11月27

日) から 60 日以内 (1月26日まで) 行うよう努めるものとされている (公職選挙法第213条第1項)。

参考 宮代町長選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定について

<https://www.town.miyashiro.lg.jp/0000025451.html>